

財務書類4表の作成・公表における基本的事項

★財務書類4表作成の背景

国の資産・債務改革 → 地方公共団体へ要請

平成17年12月24日の閣議により「行政改革の重要方針」として資産債務管理等に必要な企業会計の考え方を活用した公会計の整備が閣議決定され、平成18年6月2日「行政改革推進法」の公布により、地方公共団体の資産及び債務の実態を把握することとされました。

このことに伴い、平成18年8月31日総務省の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、資産・債務の実態把握及び適切な管理のために企業会計の慣行を参考とした財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び公表が要請されています。

★財務書類4表作成の目的

資産・債務改革の推進、行政の透明性向上

従来の財務書類は、「現金主義・単式簿記」を採用しており、どれだけの歳入と歳出があったのかという現金の動きのみを表した書類になっています。

今回作成した財務書類4表では「発生主義・複式簿記」を採用することにより現金の動きに加え、今まで見えにくかった市で保有している公共資産（土地、建物、道路等）や市税などの未収金、将来負担しなければならない借金の残高などのストック情報も含め、かつ、固定資産を再調達価格（今買ったらいくらなのか）や減価償却（年数の経過による資産価値の減少）などの概念を取り入れることで行政資源を統合的に表しています。

このように、資産や債務等の実態を把握することにより、行政の透明性を高めるとともに今後の適切な管理や改革の推進を目的としています。

★作成モデルと作成基礎データ

総務省方式改定モデル（決算統計情報を活用）

今回作成した財務書類4表は、平成19年10月に総務省より公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「総務省方式改訂モデル」に基づき作成しています。これは、昭和44年度以降の決算統計（地方公共団体の毎年度の決算状況について、統一ルールに基づいてまとめたもの）の数値を基礎として有形固定資産を算出し、段階的に固定資産を再調達価格で評価するモデルです。

★財務書類の連結

普通会計財務書類・全体財務書類・連結財務書類

地方公共団体の行政活動は多様な関係団体と一体となって提供されています。ここでは、地方公共団体とその関係団体を連結して、一つの行政活動実施主体として捉え、公的資金などによって形成された資産の状況、その財源の状況、さらには、行政活動に要したコスト（費用）や資金収支の状況などを総合的に明らかにします。

具体的には、一般会計と教育奨励資金特別会計等を合わせた「普通会計財務書類」、公営事業会計などの特別会計を合わせた地方公共団体全体の「全会計財務書類」、さらに、一部事務組合などの関係団体を連結した「連結財務書類」の3種類を公表します。

●連結会計（普通会計＋公営事業会計＋関係団体）

●全会計（普通会計＋公営事業会計）

●普通会計

- 一般会計
- 教育奨励資金特別会計等

【公営事業会計】

- 国民健康保険特別会計
- 後期高齢者医療特別会計
- 介護保険特別会計
- 介護サービス事業特別会計
- 公共下水道事業特別会計
- 簡易水道事業特別会計
- 病院事業会計

※財産区特別会計除く

【関係団体】・・・ 当該年度の負担割合で計上

- 東部地域広域水道企業団
- 山梨県市町村総合事務組合
- 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合
- 山梨県東部広域連合
- 山梨県後期高齢者医療広域連合

★相殺消去

内部取引の相殺消去

財務書類の連結は、連結対象会計等を一つの行政サービス実施主体とみなしているため、連結した会計等における取引はあくまでも内部での取引であるため、それを相殺消去しています。具体的には、一般会計からの特別会計への繰出金や出資金、一部事務組合及び広域連合等への補助金や負担金などです。ただし、総務省方式改訂モデルの基準に基づき、条例で金額を定めている事業収入や売上げ等は相殺消去の対象から除いていません。